

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち平成14年1月から15年5月までの期間に係る標準報酬月額については、14年1月から15年3月までを30万円、同年4月及び同年5月を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②から⑤まで及び申立期間⑦から⑫までに係る標準賞与額については、申立期間②を32万円、申立期間③を45万円、申立期間④を30万円、申立期間⑤を50万円、申立期間⑦を10万7,000円、申立期間⑧を44万円、申立期間⑨を40万円、申立期間⑩を20万円、申立期間⑪を14万2,000円、申立期間⑫を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②、③、⑤及び⑩については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から21年7月1日まで  
② 平成15年8月4日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月10日  
⑥ 平成17年7月22日  
⑦ 平成17年12月22日  
⑧ 平成18年7月21日  
⑨ 平成18年12月22日  
⑩ 平成19年7月23日  
⑪ 平成19年12月21日  
⑫ 平成20年8月13日  
⑬ 平成20年12月26日

私は、株式会社Aに勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑬までの標準賞与額が実際の支給額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）と実際の報酬月額又は賞与額との相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額等を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額等の範囲内であることから、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間①のうち平成14年1月から15年5月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成14年分給与所得の源泉徴収票、家計簿、預金通帳、取引明細表及びB市が保管する14年1月1日から21年12月31日までの期間に係る課税資料（以下「課税資料」という。）において確認又は推認できる給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額から、14年1月から15年3月までを30万円、同年4月及び同年5月を38万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から⑤まで及び申立期間⑦から⑬までに係る標準賞与額については、申立人が所持する家計簿、預金通帳、取引明細表、賞与明細書及びB市が保管する課税資料において確認又は推認できる賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間②を32万円、申立期間③を45万円、申立期間④を30万円、申立期間⑤を50万円、申立期間⑦を10万7,000円、申立期間⑧を44万円、申立期間⑨を40万円、申立期間⑩を20万円、申立期間⑪を14万2,000円、申立期間⑬を19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①のうち平成14年1月から15年5月までは、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届の記載内容がオンライン記録と一致している上、申立人が所持する平成14年分給与所得の源泉徴収票等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人が所持する平成14年分給与所得の源泉徴収票等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、申立期間②、③、⑤及び⑩は、事業主が賞与に係る事務手続につい

て誤りがあつた旨回答していることから、事業主は、賞与明細書で確認できる賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、また、申立期間④、⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫は、事業主が賞与支払届の提出漏れがあつた旨回答していることから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、これらの結果、社会保険事務所は、申立人の上記期間に係る標準報酬月額等に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料（申立期間①のうち平成14年1月から15年5月までの期間については、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②、③、⑤及び⑩については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥及び⑬について、申立人が所持する家計簿、預金通帳、取引明細表、賞与明細書及びB市が保管する課税資料により、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与が支給されていたことは確認又は推認できるものの、上記の関連資料から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①のうち平成15年6月から21年6月までの期間について、申立人が所持する家計簿、預金通帳、取引明細表、給与明細書及びB市が保管する課税資料により、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていたことは確認又は推認できるものの、上記の関連資料で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成4年6月から13年12月までの期間について、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料は見当たらない上、申立人の預金通帳で確認できる9年1月から13年12月までの給与の振込額からも当該期間における厚生年金保険料の控除額を推認することはできない。

このほか、申立期間①のうち平成4年6月から13年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成4年6月から13年12月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日に係る記録を昭和48年2月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年2月は3万6,000円、同年3月及び同年4月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月8日から同年5月10日まで  
② 昭和48年9月24日から同年11月10日まで

私の夫は、昭和48年2月8日から同年11月10日まで船舶所有者のA氏に雇い入れられ、船舶Bに乗り組んだ。

しかし、船員保険の記録を確認したところ、上記船舶に係る船員保険被保険者の期間は昭和48年5月10日から同年9月24日までとなっており、申立期間①及び②は船員保険には未加入となっているので、雇い入れられた期間に合わせて、船員保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の船員保険記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳の記載から、昭和48年2月8日から同年11月10日まで船舶Bの機関員として船舶所有者のA氏に雇い入れられていたことが確認できる。

また、申立人は、船員手帳の記載から、申立期間前の昭和47年5月20日から同年10月26日までの期間においても当該船舶所有者に雇い入れられ船舶Cに乗り組んでいるところ、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日は、同年5月5日となっている。

さらに、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿から、昭和 48 年当時、船舶 B において被保険者の資格を取得した 41 名のうち連絡先の判明した 17 名に照会したところ、そのうち船員手帳を所持していた 3 名については、業務が船長、通信助手及び甲板員と区々である上、いずれも船員手帳に記載されている雇入年月日より前又はほぼ同時期に船員保険被保険者の資格を取得していることから、申立期間①当時、当該船舶所有者は、業務内容にかかわらず乗組員を船員手帳に記載されている雇入年月日より前又はほぼ同時期に船員保険に加入させていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿における同僚の記録から昭和 48 年 2 月は 3 万 6,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によれば、申立人は被保険者資格を昭和 48 年 9 月 24 日付けで喪失し、資格喪失日から 4 日後の同年 9 月 28 日に被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立人が申立期間において船員保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年5月まで、同年7月、6年2月、同年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から5年5月まで  
② 平成5年7月  
③ 平成6年2月  
④ 平成6年5月  
⑤ 平成6年7月

私は、自分で会社（有限会社A）を設立するために夫の扶養から外れ、平成2年3月頃に、B市C区役所か同区役所D支所で国民年金の加入手続をし、納付書を同支所に持参して国民年金保険料を納付していたので、申立期間①から⑤までを国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成2年3月頃に、B市C区役所又は同区役所D支所で国民年金の加入手続をしたと述べているところ、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、7年6月12日に、2年3月1日付けの第3号被保険者資格の喪失、同日付けの第1号被保険者資格の取得、7年6月1日付けの同資格の喪失、及び同日付けの第3号被保険者資格の取得の処理が一括して行われていることが確認できる。このため、申立人は、同年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、この時点で第1号被保険者資格を遡って取得したものと推認されるところ、当該時点において、申立期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

申立期間②から⑤までについて、オンライン記録によると、各申立期間

の翌月分の国民年金保険料納付日は、いずれも時効間近に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②から⑤までは、時効により国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、各申立期間を含め、その前後の期間に申立人に住所の変更は無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする事はできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間、平成 11 年 10 月から同年 11 月までの期間、12 年 1 月から同年 2 月までの期間、同年 5 月から同年 6 月までの期間、同年 12 月から 13 年 1 月までの期間、14 年 6 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで  
② 平成 11 年 10 月から同年 11 月まで  
③ 平成 12 年 1 月から同年 2 月まで  
④ 平成 12 年 5 月から同年 6 月まで  
⑤ 平成 12 年 12 月から 13 年 1 月まで  
⑥ 平成 14 年 6 月から同年 7 月まで  
⑦ 平成 14 年 10 月

私は、申立期間における国民年金保険料の具体的な納付方法等は覚えていないが、国民の義務として保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市において払い出されていることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の 20 歳到達者の国民年金被保険者資格取得年月日から、申立人は、B 市から A 市に転入した昭和 60 年 7 月頃に A 市において国民年金加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 59 年 7 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが推認できる。このため、加入手続が行われた 60 年 7 月の時点では、申立期間①は未加入期間として扱われ、A 市から現年度保険料の納付書が発行されることは無く、当該申立期間については、現年度保険料

として納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人がA市において国民年金の加入手続を行ったと推認できる時期において、申立期間①の保険料は過年度保険料として納付可能ではあつたものの、申立人から過年度納付したとする主張は無く、申立人に係るA市の国民年金被保険者記録票においても、当該申立期間の保険料は未納と記録され、過年度納付の記録は確認できず、オンライン記録とも合致している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②から⑤までについては、A市では昭和59年4月1日から国民年金保険料の口座振替を実施しているところ、C金融機関から提出された同金融機関D支店における申立人に係る口座振替依頼書の受付記録の摘要欄に、平成4年5月18日に固定資産税及び国民年金保険料の口座振替依頼の受付記録が確認できることから、当該申立期間当時、申立人の同金融機関口座から保険料の口座振替が行われていたものと推認できるものの、金融機関での口座振替は、行政機関からの国民年金保険料口座振替依頼に基づき、電子計算機により処理が機械化されている中において、4期間計8か月にわたり金融機関が不適切な事務処理を行ったとは考え難い。

申立期間⑥及び⑦については、C金融機関から提出された当該申立期間に係る申立人の口座取引明細表によれば、口座振替日に当該口座の残高が保険料額に満たなかつたことから、保険料の口座振替ができなかつたことが確認できる。

また、申立期間②から⑦までについては、平成9年1月以降の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号に基づく電算による制度横断的な被保険者資格の管理が行われている上、申立期間⑥及び⑦は、保険料収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間、同年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間、14 年 4 月から 18 年 6 月までの期間、同年 7 月から 19 年 9 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで  
③ 平成 14 年 4 月から 18 年 6 月まで  
④ 平成 18 年 7 月から 19 年 9 月まで  
⑤ 平成 19 年 12 月

申立期間①及び②について、前夫と A 市に居住していた時期であり、前夫が私の分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間③から⑤までについて、B 金融機関の夫名義の預金口座から、口座振替により国民年金保険料を納付していた。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納とされているのは納付できないので、当該期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立人の前夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人から聴取しても国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の前夫については、その証言を得ることができず、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言が得られない。

また、C 郡 D 町（現在は、E 市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①は未加入期間、申立期間②は国民年金保険料の未納期間となって

おり、オンライン記録と一致する。

申立期間③から⑤までについて、申立人は、当該期間の国民年金保険料を、申立人の夫がB金融機関に有する預金口座から口座振替により納付していたと主張しているが、同金融機関において当該預金口座の平成14年1月から20年3月までの期間に係る口座取引履歴を確認したところ、20年3月31日に同年1月分及び同年2月分の国民年金保険料が口座振替されるより前の期間に係る口座振替の記録は見当たらない。

また、E市が保管する申立人の夫に係る課税証明書及び国民健康保険税に係る納税証明書によれば、平成15年1月から19年12月までの期間における課税証明書に記載されている社会保険料控除額と、同期間における国民健康保険税の額は一致することから、当該社会保険料控除額は国民健康保険税のみであって、申立人の国民年金保険料は含まれていないものと認められる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月、同年9月から57年11月までの期間、59年5月から同年6月までの期間及び平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月  
② 昭和55年9月から57年11月まで  
③ 昭和59年5月から同年6月まで  
④ 平成2年5月

申立期間について、両親、兄が健在なので、国民年金について聞いたところ、父がA町役場で国民年金加入手続を行い、また国民年金保険料の納付もしていたと言っている。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月7日に払い出されていることが確認できることから、A町における申立人の国民年金の加入手続は同年5月頃に行われたと推認される。同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は20歳に到達した同年\*月\*日に国民年金被保険者資格を取得し、同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとして国民年金被保険者資格を喪失している記録を最後に、その後、上記国民年金手帳記号番号で国民年金被保険者の資格を取得した記録は確認できない上、同被保険者名簿には、55年3月の国民年金保険料が同年5月に検認されたことが記載されているのみで、申立期間①の保険料が納付されたことを確認することができない。

また、申立人は、平成2年6月に婚姻によりB市へ転居しているところ、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、前述のA町で払い

出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号がB市で払い出されており、その手帳記号番号により国民年金被保険者資格の新規取得日（昭和55年4月1日）、喪失日（昭和57年12月14日）、再取得日（昭和59年5月1日）、喪失日（昭和59年7月10日）、再取得日（平成2年5月6日）及び国民年金第1号被保険者から同第3号被保険者への種別変更（平成2年6月12日）の入力処理が平成7年10月11日に一括して行われていることが確認できる。この一括処理については、オンライン記録によれば、2年6月から5年8月までの第3号特例納付期間の届出年月日が7年10月9日とされているところ、申立人は、第3号特例納付期間届について、同年10月に「主人と一緒に、C区役所に行って手続きをした。」と述べていることから、当該届出を行ったのと同様に行われたものと考えられ、その時点までは申立期間②、③及び④は国民年金に未加入の期間であり、当該期間当時、申立人の父親が国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に対して、更に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月まで

私は、平成 2 年 4 月頃、職場の先輩から、厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入しなければならないと聞き、A 市 B 区役所で加入手続を行い、昭和 63 年 4 月まで遡り国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 4 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得日（昭和 63 年 4 月 1 日）の入力処理が 3 年 4 月 6 日に行われていることが確認できることから、申立人の加入手続は同年 4 月頃に行われ、昭和 63 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、加入手続が行われた時点においては、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は加入手続を行った頃に、加入した年度の国民年金保険料を一括納付し、更に遡って 2 年間の保険料もまとめて納付したと述べているところ、オンライン記録及び A 市の上記名簿（電子データ）によれば、平成 3 年度の保険料は前納されていることが確認できる上、オンライン記録によれば、平成元年 5 月から 2 年 3 月までの保険料は過年度納付、同年 4 月から 3 年 3 月までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、これらは加入手続が行われた同年 4 月頃に納付されたものと推認され、申立人はこの納付をもって申立期間の保険料を納付したものと認識

している可能性がある。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から63年3月まで

私は、友人から、「国民年金保険料を滞納や未納のままにしておくとならば、財産を差し押さえられる。」との話を聞いたため、婚姻前の昭和56年1月頃、元夫を伴いA市B支所で国民年金の加入手続を行い、その時点で未納とされた54年3月から56年3月までの国民年金保険料を納付し、その時に年金手帳を受け取ったと記憶している。その後、納付書が送られて来るようになり、B支所で納付書に現金を添えて納付した。

約9年もの長い期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。保険料を納付したことを記したメモを提出するので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和56年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号割振設定表によれば、60年7月2日にA市本庁に対し一括して払い出された国民年金手帳記号番号の中に申立人に係る手帳記号番号が含まれていることが確認できること、並びにA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、「職権適用」の押印及び保険料に関する納付記録欄に名簿の作成年月日を意味する「61.2.10」の印字が確認できることから、申立人は、61年2月頃、職権により20歳到達時の54年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。このため、職権適用された61年2月の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、同名簿でも申立期間は未納とされている。

また、申立人は関連資料として国民年金保険料等について記した4枚の

メモ用紙を提出しているところ、そのうちの1枚には、申立期間の国民年金保険料の変遷及び各期の納付期限が記され、別の1枚には、2期分の国民年金保険料の納付期限の日付とともに申立人及びその元夫の名、その金額、住民税や国民健康保険料等の納付期限等が記されている。しかし、当該メモ用紙に記載された記録は、断片的である上、申立人はいつ記載したのか覚えていないとしていることから、いつ、何の目的で記載されたものであるかを特定することが困難であり、これらのメモ用紙の記載内容だけをもって、申立人が申立期間の保険料を納付したとまでは判断し難い。

さらに、申立人は、昭和56年1月頃、A市B支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、この当時、申立人は、同支所が管轄する地区とは別の地区に居住していたことが戸籍の附票により確認されることから、A市は、居住地を管轄する支所とは異なる支所で加入手続を行うことはできないと回答していることから、B支所で加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時点では54年3月及び昭和54年度の国民年金保険料は過年度保険料となることから、支所では過年度保険料の収納は行っていなかったことから、同支所で過年度分の国民年金保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市にあった C 社 D 事業所で仕事をしていました。所長と社員の自分のほか、10 数名の従業員が住み込みで働いていた職場だったが、D 事業所で働いた期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る具体的な記憶から、期間の特定までは至らないが、申立人が申立期間について、C 社 D 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、C 社 D 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、同事業所名で個人事業主による適用事業所となったのは、平成 11 年 1 月 1 日からとなっている。

また、C 社 D 事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の従業員の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っておらず、当時の事業主と思われる者も平成 8 年頃に亡くなっている。」旨証言しているほか、申立人が申立期間当時所長であったと記憶する者は所在が確認できない上、申立人からほかの同僚に関する具体的な証言を得ることができないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、A 県内における C 社の事業所を統括する団体は、社会保険の加入については事業所ごとの対応になるとしているところ、オンライン記録によると、申立期間当時に A 県内に所在する事業所で厚生年金保険の適用事業所であった事業所は見当たらないほか、申立期間当時に A 県内に所在

し、事業所名に「C社」を含む複数の事業所の事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 26 日

A株式会社から、平成 17 年 12 月 26 日に賞与の支払を受けたが、同社から社会保険事務所（当時）への届出書が提出されていなかったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

賞与支給時に保険料が控除されていたと思われるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 10 月に届出がされていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となっていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から保険料を源泉控除しながら、社会保険事務所に納付したことが明らかでない場合であるところ、A株式会社が提出した申立人に係る「12 月期一時金明細書（支給日 平成 17 年 12 月 26 日）」及び「年間賃金台帳（集計期間 平成 17 年 1 月～平成 17 年 12 月）」によれば、いずれも申立期間の賞与に係る保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか申立期間の標準賞与額に基づく保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年から 47 年まで  
② 昭和 47 年から 50 年まで  
③ 昭和 50 年から 53 年まで

私は、昭和 44 年から 47 年まで A 株式会社 B 工場に、同年から 50 年まで C 株式会社 D 工場（現在は、E 株式会社）に、同年から 53 年まで F 株式会社に、それぞれ 3 年間ぐらいつつ勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者期間はいずれも実際に勤務した期間と相違しており、かつ、期間も短くなっている。

申立期間において勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 株式会社 B 工場に勤務していたと主張している期間のうち厚生年金保険の被保険者記録が無い期間において、当該事業所で被保険者資格を取得している 6 名に照会したところ、3 名から回答があったが、いずれも申立人のことを覚えていないと回答している。

また、A 株式会社 B 工場は昭和 53 年 12 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の詳細及び申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 44 年 1 月 17 日、喪失日は 45 年 2 月 2 日とされており、オンライン記録と一致している上、当該原票に不自然な訂正箇所等は見当たらない。

申立期間②について、E 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保

険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の資格取得日は昭和 45 年 4 月 1 日とされている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格の取得日は同年 4 月 1 日、喪失日は 46 年 2 月 4 日とされ、オンライン記録と一致しており、当該原票に不自然な訂正箇所等は見当たらない。

申立期間③について、申立人が F 株式会社に勤務していたと主張している期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 3 名に照会したところ、1 名から回答があったが、申立人のことを知らないと回答している。

また、F 株式会社では申立人に係る人事記録等を保管していないため、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、F 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 47 年 4 月 1 日、喪失日は 49 年 2 月 2 日とされており、オンライン記録と一致している上、当該原票に不自然な訂正箇所等は見当たらない。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 2737 (事案 2572 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 15 日から 36 年 1 月 14 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 29 日から 37 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 7 日まで

私には、第三者委員会に提出するような新たな情報及び資料は無いけれども、申立期間の脱退手当金を受給していないのだから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間③当時勤務したA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の押印が確認できること、ii) 脱退手当金の支給対象期間となる被保険者期間は、株式会社C、D株式会社E工場及びA株式会社B工場の3事業所に係る勤務期間であって、その支給対象期間に漏れは無く、申立人が申立期間③当時勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和39年8月7日)から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人が申立期間③当時勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人の前後10名の被保険者について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ、資格喪失後3か月以内に別の事業所の被保険者となっていない女性は8名で、そのうち4名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、また、支給記録のある1名からは、「会社の担当者から脱退手当金の説明を個別に受け、脱退手当金が現金で支給された。」との証言が得られていることから、事



業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無く、前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。